

京都府府営住宅向日台団地整備事業（第1事業区）
PFIアドバイザー業務委託の参加表明書等に係る質疑・回答

番号	項目	質問	回答
1	募集要領 様式3	様式3「同種・類似業務実績調書」について、証跡として提出する契約書等の写しとの関係上、契約書単位で1件（1行）での記入とした方がよろしいでしょうか。それとも、契約書は単年度で複数ある場合（複数年契約でなく単年度契約が2～3本等）でも、「公的建築物の名称（事業の整備目的物）」が同一である場合には、1件（1行）での記入とした方がよろしいでしょうか。	同一の公的建築物に係る同種・類似業務実績は、契約書単位ではなく、一連の同種・類似業務単位毎にまとめて記載してください。したがって、複数の契約であっても、一連の業務であると認められる場合には、1件（1行）で記入し、証拠書類は全ての契約書の写し等を添付してください。
2	募集要領 様式8	当社は、京都府税の納税義務はありませんが、その場合でも様式8-2の提出が必要でしょうか。提出が必要な場合、様式8-2の記載方法もあわせてご教示ください。	京都府内に事業所がないなど、納税義務がないと考えられる場合であっても、様式8-2の提出は必要です。 その際、様式8-1及び8-2に必要事項を記入・押印の上、本庁税務課、各府税事務所等へ提出し、府税に滞納がないことの証明書の交付を受けて提出してください。
3	募集要領 様式8	参加表明書等作成要領2（3）京都府税納税証明書（様式8）において、「京都府税納税証明書（様式8-2）を添付してください。」と記載がありますが、京都府内事業者ではない（本店、支店又は営業所がない）場合には、提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	京都府内事業者ではない（本店、支店又は営業所がない）場合には、提出は不要との理解でよろしいでしょうか。
4	評価基準	共同企業体で本プロポーザルに参加する場合、代表構成員のみならず、他の構成員についても評価基準に記載の業務実績や府内企業の評価対象になるという理解でよろしいでしょうか。	共同企業体として参加する場合、事務所の業務実績及び府内企業の項目で評価対象とするのは、代表構成員のみとします。
5	評価基準	評価基準において、事業所の業務実績（配点5点）の計算方法として、「実績1件毎の基準配点（1点）×同種・類似係数を5件合算」とありますが、様式3「同種・類似業務実績調書」では15件の記入欄がございます。評価対象となる実績は5件までとの理解でよろしいでしょうか。それとも、実績1件ごとの基準配点を1/3点として、同種業務実績15件で5点満点の扱いとなりますでしょうか。	評価対象とする業務実績は、評価点の高い順から最大5件までとしています。なお、様式については、評価の対象とならない業務実績が含まれていた場合などに備え、幅広く記載ができるようにしているものです。